

## 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

		2023										2024			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
肺炎	人数	0人	0人	0人	2人	0人	2人	1人	1人	0人	1人	3人	1人	11人	
	日数	0日	0日	0日	11日	0日	10日	7日	9日	0日	8日	8日	9日	62日	
尿路感染症	人数	4人	2人	4人	3人	2人	6人	2人	1人	1人	9人	7人	4人	45人	
	日数	16日	11日	22日	19日	11日	32日	6日	7日	10日	51日	34日	24日	243日	
带状疱疹	人数	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	3人	
	日数	7日	0日	0日	0日	0日	0日	7日	7日	0日	0日	0日	0日	21日	
蜂窩織炎	人数	1人	0人	1人	2人	0人	0人	2人	1人	1人	2人	3人	2人	15人	
	日数	6日	0日	6日	16日	0日	0日	9日	5日	5日	12日	18日	15日	92日	
合計	人数	6人	2人	5人	7人	2人	8人	6人	4人	2人	12人	13人	7人	74人	
	日数	29日	11日	28日	46日	11日	42日	29日	28日	15日	71日	60日	48日	418日	

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

**【算定要件】**

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
- ニ) 蜂窩織炎
2. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
4. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできないこと。
5. 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。  
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
8. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。